

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 1 月 1 0 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年1月10日（金） 13：00開会

13：43閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

近藤いずみ

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
特別支援教育課長	三浦直宏

教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	報告・協議1 「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について	1
日程第3	報告・協議2 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議3 広島県特別支援教育ビジョン改訂案に係る県民意見募集の結果について	4
日程第5	報 第1号 教職員人事について	6

平川教育長： それでは、ただ今から会議の日程に入ります。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。

細川委員： 報第1号は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採択いたします。

報第1号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、報第1号を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について

平川教育長： それでは、報告・協議1、「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 「広島県文化財保存活用大綱」骨子案について御説明いたします。

昨年4月に改正文化財保護法が施行され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定などが制度化されました。この改正は、過疎化や少子高齢化などの社会変化により、文化財の滅失や散逸の防止が喫緊の課題となっていること、地域振興、観光振興への文化財の役割や期待が増大していることなどに対応するためになされたものでございます。

本県におきましても、県内文化財の計画的保存と積極的活用について、一層の推進を図るため、令和3年3月を目途に、「広島県文化財保存活用大綱」を策定することといたしました。

資料の2、「目指す姿」を御覧ください。「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存、活用に取り組むことを通して、県民一人一人が地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」という状態が本県大綱、すなわち本県の文化財保護行政の目指す姿でございます。

次に、「策定の意義」について御説明いたします。右側にお示しした図を御覧ください。

「県民が地域に誇りと愛着を持ち、内外から選ばれる魅力ある地域」の実現に向け、「多様な関係者の参画による文化財の積極的な保存・活用」を行うため、県では基本的な方向性を明確化し、各種取組の基盤として、「文化財保存活用大綱」を定めます。これにより、各市町がその特色を生かしながら円滑に連携し、県内全体が同じ方向性で文化財の保存と活用に取り組むことが可能となると考えております。

「策定スケジュール」でございますが、令和2年度末を目途に策定することといたしておりますので、この骨子に基づいて素案を作成し、6月頃にパブリックコメントを実施した上で、令和3年2月の教育委員会会議において策定案をお諮りしてまいりたいと考えております。

次に、2枚目を御覧ください。「『広島県文化財保存活用大綱』骨子案」でございます。

私どもが捉えております「県内文化財の現状・特徴」及び「保存・活用に関する課題」でございますが、2から3にお示ししているとおりでございまして、このような特徴、課題を踏まえて、大綱を作成したいと考えております。

4の欄を御覧ください。「県における大綱の位置付け」でございますが、「広島県文化財保存活用大綱」は、文化財保護法の規定に基づき作成するものでございますが、「ひろしま未来チャレンジビジョン」の教育分野における個別計画である「広島県教育に関する大綱」や「広島県教育委員会主要施策実施方針」の下位計画として位置付くことになり、関係各局の各種計画とも整合を図りつつ、策定を進めてまいります。

なお、この大綱は、本県における文化財保存・活用の基本的方向性を定めるものでございますので、特定の計画期間というものは設けません。社会状況の変化や本県総合計画の改定等の状況も踏まえ、適宜見直して、更新し、内容を充実してまいりたいと考えております。

次のページに、「施策の方向性」をお示ししております。施策の方向性としては、文化庁が示した指針を基本としており、「文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要である」、「文化財とそれを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である」、「文化財の適切な保存と活用の推進には、所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠である」、「指導・助言を行う県・市町の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である」といった点を本県においても基本としたいと考えております。

また、本県では、二つの世界文化遺産を始め、花田植や神楽など、多様な文化財が多く存在していることから、こうした本県の有する文化的財産に県民が親しむことができる機会を充実させるとともに、次世代にしっかりと継承していく環境の整備を国や市町と連携して実施してまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。「骨子案」でございます。こちらにお示ししておりますとおり、文化庁の定める指針を参考に、5章立てで作成していきたいと考えております。

なお、各章の右側に主な記載内容をお示ししておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 趣旨としては良いと思うのですが、少し気になる場所としましては、観光という言葉の使い方を少し慎重にする方が良いのかなと感じました。大事なポイントとしては、計画的保存と積極的活用で、活用されることで継承も図られるということは、全くそのとおりでらうと思うのですが、活用の中にはいろいろあると思えますし、観光になじむもの、そこを正に期待している地域には、行く人も増えれば良いなとは思いますが、原爆ドームや公園が観光地なのかどうかといったことも、いろいろな意見もあるのだろうと思えますし、この全体の大綱の中で、あまり観光を大きく取り上げることはなじまないケースもあるのかなという気がいたしました。観光の計画と整合性を図るとか、背景に観光振興もあるよとか、その辺は良いと思えますし、今日拝見した書きぶりで、具体的にどこがおかしいとは思わないのですが、今後、具体的な文章を作っていく上で、少し気に留めておいていただいた方が良いのかなと思えました。4ページの文化財保護法の抜粋のところの文章、そしてなお書きにも書いてありますけれども、正にこの法の考え方が非常に慎重な言い方をされているように感じたのですけれども、それを考慮した上で、この先進めていただければ良いのかなと思えました。

白井文化財課長： 確かに観光というのは、あくまで活用の一部に過ぎないものでございますので、これから策定に当たっては、幅広く活用するとはどういうことかを考えながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

志々田委員： こういうものを法律で定められたこともあって、きちんと作っていくことは大事なことだと思いますので、これから1年かけて作ってくださるということでよろしく申し上げます。

文化財の保護と活用について、大綱を作る、計画を作っていくということは大事なのだと思うのですが、それをどう検証するのかとか、どうアセスメントするのかというところの組織体制だとか、この大綱を作るに当たって、事務局で作るは作るのだろうと思うのですが、パブリックコメントだけではなくて、専門家であるとか、様々な方たちに御協力いただくのではないかなと思うのですが、そういったこの大綱をきちんと機能的に動かしていくための組織体制について少し御説明ください。

白井文化財課長： まず、大綱策定に当たっては、広島県文化財保護審議会の中に大綱特別部会を設けま

して、そこで御意見を頂きながら作成し、最終的に答申を頂くということにしております。また、文化庁との協議をいたしまして、国の施策、県の施策全体の中できちんと位置付けられているかどうかを検証するという形にしております。

志々田委員： 専門家の方たちに関わっていただくのが基本であるということはよく分かりました。

この組織体制というのが、「文化財の保存・活用の推進体制」というところですよ。体制の方針とかに、見直す必要性であるとか、それから、5年やったから評価します、アセスメントしますとって急にできることではないので、計画を作る段階で、どういう形でアセスメントするのかということも盛り込んでいただければと思います。

白井文化財課長： 必ずそういう内容も盛り込むようにさせていただきます。

細川委員： 中村委員の御質問に少し関連するのですが、文化財の計画的保存と積極的活用、非常によく分かります。2ページにも挙げていただいている、私の地元の「三次鶴飼の民俗技術」は広島県無形民俗文化財に御指定いただいたのですけれども、三次の鶴飼というのを見ますと、伝統文化、それから学術的な鶴匠の方の部分と、片や、遊覧船に乗って、それを観光的に見ているという、その両局面がありまして、鶴匠の方の言葉を借りれば、400年以上続く文化の伝承という重責を担って、技術についても切磋琢磨されているのです。片や、そういう観光資源的な面もあるのですが、この両立ですよ。どのようにそれをこの中に盛り込もうと考えられるのだろうかということをお伺いしたい。

白井文化財課長： 委員御指摘のことは、大変難しい内容で、これからまた更に検討を重ねていきたいと思っております。基本的なスタンスとしては、残さなければいけないものを確実にいかに残すかとともに、活用面をどう推進していくかといったことについてバランスの取れた内容で大綱の中に盛り込んでいきたいと考えております。

細川委員： 先ほどは具体的に鶴匠と観光遊覧について申し上げましたけれども、この大綱がその橋渡し役として、どのようにつなごうと考えられるのかということころは、何か具体的なものはございますか。

白井文化財課長： 私どもの方で、保存と活用の基本的な方向性をお示した後に、市町の方で文化財保存活用地域計画を定めることになっております。その中で、より具体的に個別の文化財の内容についての記述、あるいは計画がなされるという運びになっております。

菅田委員： 昨年はパリのノートルダム大聖堂とか、沖縄の首里城の火災がありました。特に有形文化財においては火災が非常に怖いので、第4章のところに防災設備基準とか点検基準とか、火災を意識したものをに入れていただければと思いますけれども、特に重要視していただければと思います。

白井文化財課長： チェックリスト等の基本型などは、どの市町であっても共通でございますので、それは大綱の中に盛り込んで、どの市町でも同じように重要な文化財が守れる体勢を作りたい、記述していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則に基づいて置かれているものでございます。

任務は、教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事することです。

委員の定数は4名以内となっております。

委員の選考基準については、「選考基準」欄の1にありますとおり、美術品もしくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の

鑑定が可能な学識経験者のうちから選考することとしたいと考えておりますが、2にありますとおり、(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、選任しないこととしたいと考えております。2の(1)から(3)につきましては、他の附属機関等の委員の選任においても適用しております、教育委員会全体での運用基準を設定するものでございます。また、(4)、(5)につきましては、平成11年度まで登録審査委員の任命を文化庁長官が行っており、その文化庁長官が定めていた推薦基準を使っております。この考え方は、現在においても適切であり、今回の選任においても設定させていただいております。

任期は、令和2年4月20日から令和4年4月19日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 基本的なことで、銃を持っているというより、文化的な美術品、骨とう品として自分が所有したいという人がきちんと登録してもらうための審査ということによろしいのですか。

白井文化財課長： 銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項の規定によりまして、刀剣の所持は原則的には禁止されているのですが、例外として、美術刀剣については所持ができるということになっております。その所持できるものを鑑定するために今回の銃砲刀剣類登録審査委員が任命されるということでございます。

志々田委員： 4人の方を見させていただくと、刀の専門家の先生の名前が載っているようですが、銃砲というのですか、火縄銃みたいなものを想像したら良いのかなと思うのですけれど、その先生は入っておられないのですが、大丈夫なのでしょうか。

白井文化財課長： 御指摘のとおりでございます。銃砲を特に専門としている委員はいないわけでございます。これは、現時点、県内、あるいは中国地方全体を見ましても、火縄銃を専門としている学識経験者がいないために、このような形になっております。これまで引き継いできました銃砲刀剣に関する知見等を各委員に伝達することで鑑定を行っていただきますと同時に、どうしても疑問の残るものについては、文化庁と協議した上で、結論を出すという形にしております。

中村委員： 選考の基準があるわけですが、現状の委員の方の在職期数とか年齢とかを見て、先ほど銃砲の方の専門家はいらっしゃるということですから、刀剣の方もいずれ5期とか、75歳以上になってくると思うのですけれど、2年任期でこの次というのは大丈夫なのでしょうか。

白井文化財課長： 今回もそうでございますが、この銃砲刀剣類登録審査委員の選任に当たっては、公益財団法人日本美術刀剣保存協会や、あるいは刀匠会といったような方々の協力も得ながら候補者を選ぶということをしておりまして、この両団体につきましては、今後も引き続き御協力いただけたらと考えております。

中村委員： もう1点、少し細かいのですけれど、選考基準の(4)の「美術商・古物商その他銃砲又は刀剣類の売買仲介等を営む者」という、この「営む」というのが、業としてやるということなのかなとは思いますが、ここは厳しく当てはめても、この基準で大丈夫ということによろしいのですか。

白井文化財課長： 純粹に刀剣の評価を鑑定していただくためには必要な条件と考えておりまして、その選任に当たっても、様々なところと相談しながらやらせていただいております。

中村委員： この基準を厳しく当てはめて大丈夫なら、なってもらっているという理解で良いですね。

白井文化財課長： そうです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 広島県特別支援教育ビジョン改訂案に係る県民意見募集の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、広島県特別支援教育ビジョン改訂案に係る県民意見募集の結果について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 広島県特別支援教育ビジョン改訂案に係る県民意見募集結果について御説明いたします。

本ビジョン改訂案につきましては、10月の本会議において御協議いただいた後、10月21日から11月20日まで県民意見募集、パブリックコメントを実施いたしました。その意見の内容及び県としての考え方を資料の方に示しております。

1ページを御覧ください。県民の方々からは、メール、ファクス又は郵送により、個人49、団体2の計51人から109件の御意見を頂きました。寄せられた意見の内容は、要約した上で、類似の意見は項目ごとに集約しているところでございます。

まず、寄せられた意見の概要を申し上げますと、最も多かった意見は、「理念及び全般」に関するもので、41件でございました。特にインクルーシブ教育に関する意見をたくさん頂きました。次に多かったのが「教員の専門性の向上」でございます。2ページ目になりますが、12件ございました。通常の学級においても特別支援教育に関する教員の指導力を高めてほしいといった意見が多く見られました。次に多かったのが「職業的自立を促進する取組」でございます。3ページになります。全部で10件ございました。内容は、特別支援学校技能検定に関する意見が多く見られました。寄せられた意見は項目ごとに分類し、それぞれに件数もお示ししておりますが、多くの県民の皆様方から改訂案のほぼ全ての項目にわたって意見が寄せられており、改めて特別支援教育への関心の高さや期待の大きさを感じているところでございます。

次に対応についてでございます。「意見に対する県の考え方」を御覧いただきたいと思っております。有識者会議での御意見等も踏まえ、追記等の対応を行うものは、1ページの理念に関する部分において、多くの方々からインクルーシブ教育に関する御意見を頂いたことを踏まえ、本ビジョンの前文及び理念に、県教育委員会のインクルーシブ教育システム構築の考え方を追記することといたしました。また、2ページの下段にあります特別支援学校の授業の充実の項目のうち、一つ目の「指導上の配慮」の表記を「指導及び指導上の配慮」と修正することとしました。意見を踏まえて追記等の対応を行うものは以上2点でございます。そのほか、頂いた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、計画期間中におきましても、内容や目標の達成度について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、県民意見募集、パブリックコメントの結果の公表についてでございますが、県民意見募集、パブリックコメントの結果につきましては、個別の回答は行いませんが、県教育委員会のホームページで公表することとしております。

なお、本ビジョンにつきましては、有識者会議での御意見を踏まえた修正等を行い、年度内の完成を目指して、改訂作業を進めております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： たくさん御意見を頂いて、修正できるところは修正をするというのはとても良いことです。インクルーシブ教育は、特別支援教育だけの話ではなくて、通常の教育の話でもあるので、特別支援教育のビジョンだけではなくて、今後、教育に関する大綱も含めて、見直しのときに、是非そういう視点があったことを踏まえて改訂していただければと思うのが一つと、この質問、寄せられた御意見、一つずつ読んでいったのですが、一つだけ、4ページのセンター的機能の充実の3番目の御意見の「専任の教育相談主任については、過剰な配置にならないよう適切な配置が求められると思う」という、これだけがあまりよく意味が分からなかったのですが、どういう趣旨の御意見だったのか、説明していただけますか。

三浦特別支援教育課長： 恐らく特別支援学校の教育相談主任に頼り過ぎるといえるのか、教育相談主任を配置すれば、普通校の特別支援教育が推進されるというのではいけないのではないかと考えております。

志々田委員： 「過剰な配置にならないよう」と書いてあるので、多過ぎると言っているのかなと読み解いて、本当に多過ぎるのかどうかというところが気になるのですけれど、普通は潤沢に配置されていないということが問題になるわけで、潤沢に配置していると、よく分からない。きっと、この書いておられる方が個別に思っておられるものがあるということでしょうか。こういう形を出すときに、御意見が的を射ているかどうかを私たちが判断することはないのですが、この御質問の趣旨といえるのか、内容がきちんと伝わっておらず、責任を持って参考にしますと言えないものについて、意見に対する県の考え方として、コメントを中途半端に書くと、せっかく寄せてくださった意見に誠実に答えてないと見

えてはいけないなと思ったので。でも、今さら聞くわけにはいかないですね。これ以外は何も書かれていないのですか。

三浦特別支援教育課長： いえ、あります。「たくさん配置することで、多くの税金を投入することになると思うと、意義はあり、良いことだと思うが、過剰な配置にならないように、適正な配置が求められると思う」と。

志々田委員： 分かりました。これだと多分誤解を招いて、教育相談主任が要らないみたいに聞こえます。予算とかも踏まえてとか、もう少しそういうつもりでたくさん過剰にならないようにと御指摘いただいているという趣旨が入った方が。要約をもう少し丁寧に書いていただいて、教育相談主任を一生懸命やったださっている先生方が傷付かないように、うまく御意見をまとめ直していただければと思います。

三浦特別支援教育課長： 配置した効果もしっかり検証する必要があるのではないか、過剰に配置することで税金を投入することがないようにという御意見ということですね。

志々田委員： はい。お願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13 : 36)

【非公開審議】

報 第1号 教職員人事について

中学校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

(13 : 43)